佐賀県告示第 225 号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和6年7月26日佐賀県告示第157号で指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年10月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 嬉野市嬉野町大字下宿字白仁田乙 1916 番 22 の一部及び字屯城丙 2436 番 1 の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号) 第 31 条第 1 項に定 める基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 1の形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去